

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち				節	第1節 健康					責任者	所属	健康課
基本施策	1 母子の健康づくり				総合計画書記載ページ	P32-35					氏名	長瀬 信子	
施策がめざす 将来の姿	●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。				基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	・妊婦メール相談、電話相談「おめでとうコール」、新生児訪問等の事業を行い、妊娠期から子育て期、特に育児不安になりやすい新生児期から乳児期において切れ目ない支援ができた。また、母親教室に参加する産婦が増え、育児の仲間づくりを支援することができた。 ・乳幼児の健康診査の結果、支援が必要な親子には健診事後教室を始め、保育園から小中学校まで巡回相談を実施した。 ・子育てに携わる関係課との調整会議を行い、施策の検討や各課の情報を共有することができた。							
	●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が整っています。												
	●関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。												
目標値	基本成果指標			単位	基準値		現状値					目標値	算出根拠
	母子保健サービスに満足している市民の割合			%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	
					H26	76.2	-	-	76.2	-	83.5	85.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 妊娠出産に向けた支援	妊婦健康診査受診率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%				◎	
	子育てにストレスを感じている市民	39.5%(H26)	-	36.5%	27.5%					
① 妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発	若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、喫煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。					曾野小学校及び南小学校の5年生の児童に、養護教諭と連携して命の授業を実施した。新成人には、飲酒・喫煙及び妊娠・出産の医学的適齢期に関するリーフレットを、婚姻届けを提出した夫婦には家族計画に関するリーフレットを配布し、正しい知識の普及・啓発を行った。		さらなる周知の機会を検討していく必要がある。	効果的な知識の普及、啓発の方法について検討していく。	○
② 妊娠を望む夫婦に対する支援	子どもを産み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療費の助成を継続します。					不妊症と診断され、人工授精を受けた夫婦に対し、一般不妊治療費の助成を23件行った。助成事業については、広報紙、市ホームページに掲載して案内した。少子化対策の一環として、経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境づくりができた。		引き続き、制度の周知をしていく必要がある。	継続して助成制度を実施していく。	◎
③ 妊娠初期からの健康管理の支援	妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医による定期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握や相談支援を行います。					妊娠期には、14回分の妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な受診により健康管理を奨励した。母子健康手帳交付時に助産師が妊娠や育児について健康教育するとともに、すべての妊婦と個別面談して相談支援をおこなった。面談によりハイリスクと判断した妊婦については個別支援計画に基づき、継続支援した。また、相談しやすい環境を提供するため、地区担当保健師や助産師の紹介や妊婦メール相談を開始した。出産後は、育児不安になりやすい産後2週間を目安に、すべての産婦に電話による育児支援（おめでとうコール）をおこなった。産後1か月頃には乳児訪問を行うとともに、妊娠から出産までの切れ目ない支援体制をとることができた。		出産後には、育児不安や産後うつを早期に発見して、早期に支援する必要がある。	産後2週間から8週間目の健診を公費負担で実施することにより、早期支援に努める。	◎
④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援	妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。					母子健康手帳交付時や乳児訪問時に、母親教室（対象：妊婦と生後3か月までの親子）の参加を呼び掛けた結果、産婦の参加が平成27年度の29名に比べ平成28年度には64名となり、35名増加した。ツイズ交流会を開催し、双子等を妊娠または育児中の親子の交流と仲間づくりを支援した。食生活改善推進員の活動として新たに産後ママのランチセミナーを実施し、参加者同士の仲間づくりにつなげることができた。		母親教室の参加人数は大幅に増加したが、妊婦の参加者数は横ばいである。妊娠期には仲間づくりのニーズが低いと感じられる。	妊娠期は就業している人が多く、仲間づくりが難しいため、個別支援に重点を置いていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
⑤ 父親の子育てへの参加促進	父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内容の充実を図ります。					<p>パパママセミナーは、夫婦そろって参加しやすいように土・日曜日に実施し、夫婦の役割を考える機会として参加者同士で話し合う機会を持った。参加者数は 51 組（102 名）で減少傾向にある。</p> <p>こどもの救命講習会は、駐車場確保のため平成 28 年度から会場を保健センターから消防署に移した結果、参加人数が平成 27 年度 16 名から平成 28 年度は 30 名に増加し、そのうち 14 名は父親の参加であった。</p>		パパママセミナーでは、父親の役割について参加者と話し合える機会となっているが、参加者数は減少傾向にある。	父親の育児参加を啓発していく。	○
(2) 乳幼児期からの健康の保持・増進	乳幼児健康診査受診率	97.8%(H26)	98.8%	98.5%	100.0%				○	
	3歳で虫歯がある子どもの割合	8.8%(H26)	10.6%	13.2%	10.0%				○	
① 乳幼児健診とフォロー体制の充実	乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。					<p>乳児健康診査受診票（乳児期 2 回）による医療機関での健診受診を奨励した。4 か月・1 歳 6 か月・3 歳児健康診査を実施し受診率は、98.5%であった。すべての対象児の身体及び精神発達を確認し、育児不安等に対する支援を行った。</p> <p>健診時には、保健師の他、助産師・栄養士・歯科衛生士・作業療法士・心理相談員に相談できる体制をとった。</p> <p>健診事後教室を年齢別に実施したことにより、適切な支援につながった。</p> <p>要支援者に対する巡回相談を保育園・幼稚園・小中学校、児童館で実施した。</p> <p>子育て支援に係わる関係課の調整会議を月 1 回開き、養育支援訪問事業等の施策の検討や課題を共有した。</p>		健診事後教室を終了した親子を支援する受け皿が不足している。 育児不安の軽減や虐待の未然防止などのために、養育支援訪問事業等のサービスが必要である。 子どもの成長に合わせて切れ目なく相談支援する関係課の連携の強化が求められている。	養育支援訪問事業や継続的な支援体制について、関係課と検討していく。	○
② 乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発	子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。					<p>乳児訪問、母子健康手帳交付、4 か月児健康診査等において、乳幼児の疾病や予防接種、事故防止等の啓発をした。</p> <p>こどもの救命講習会は、駐車場確保のため平成 28 年度から会場を保健センターから消防署に移した結果、参加人数が平成 27 年度 16 名から平成 28 年度は 30 名に増加し、そのうち 14 名は父親の参加であった。</p>		引き続き、知識の普及、啓発に取り組んでいく必要がある。	普及啓発できる機会や内容を検討していく。	◎
③ 子どものこころと身体の健康づくりの推進	子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。					<p>4 か月児健康診査では、子どもと向き合うことや子育ての大切さについて、子育てネットワークによるミニ講座を実施し、子育ての心構え等を啓発することができた。</p> <p>育児力アップ教室の内容と対象を見直し、のびのび子育て教室として 1 歳児の健やかな発育・発達のための子どもとのかかわり方を支援した。参加者数は、平成 27 年度の 35 組から平成 28 年度は 56 組と大幅に増加した。</p> <p>食生活改善推進員の栄養教室では、新たな取り組みとして、産後ママのランチセミナーを実施し、地区保健推進員活動としても親子を対象とした食育教室を実施した。</p> <p>食生活改善推進員の協力により、中学校と連携した食育教室を実施した。</p>		子どもの健康づくりに関連した事業に取り組んでいる部署や団体等との連携が必要である。	関係する部署や団体等と連携できることについて検討していく。	○
④ 親への健康教育の推進	将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病の予防に対する意識の向上に努めます。					<p>乳児訪問では、母親に女性の健康手帳を交付して自分の健康管理を啓発支援した。</p> <p>離乳食教室等において、生活習慣や食生活習慣の大切さを指導してきた。食生活改善推進員の協力を得て、母親教室における野菜の摂取を中心とした食生活指導の他、新たに産後ママのランチセミナーを実施し食育を推進した。</p> <p>若い世代を対象とした健康診査の名称をヤング健診と改め、子どもを連れて来ても受診できることを周知した結果、40 歳未満の受診者数は、平成 27 年度の 63 名から平成 28 年度は 136 名となり 2 倍以上増加した。</p> <p>母親の健康管理のために、乳幼児健診や各教室等において、がん検診や健康診査等の受診を勧奨をした。</p>		若い世代のがん検診の受診者が少ない。	引き続き健診受診を周知啓発していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	2 成人の健康づくり	総合計画書記載ページ	P36-39	氏名	長瀬 信子						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。</li> <li>●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命が延びています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり計画「健康いわくら21」（第2次）に基づき、健康づくり・生活習慣病予防等の事業を実施するとともに、保健推進員や食生活改善推進員の協力により、広く市民の健康づくりを支援することができた。</li> <li>・新たに協定を結んだ全国健康保険協会愛知支部と連携して、がん検診の周知や健康フェアでの生活習慣病予防の啓発等の健康づくりに取り組んだ。</li> <li>・市内の企業の協賛により健康マイレージ事業を実施し、運動習慣の普及啓発に努めた。</li> <li>・各種がん検診の受診率の向上、予防接種の接種率の向上のため、より良い体制の整備に努めた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	
	定期的に健康診査を受けている市民の割合	%	H25	44.0	-	44.0	-	-	65.7	50.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合	%	H25	82.4	-	82.4	-	-	89.6	86.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 生活習慣病等予防対策の推進	国民健康保険加入者の各種がん検診受診率（平均）	27.0% (H26)	22.9%	23.0%	50.0%				○	
	生活習慣病予防教室参加者数	721人 (H26)	504人	468人	750人					
① 健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実	市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。					生活習慣病予防について各種教室を実施した他、広報紙、ホームページ、ほっと情報メール、保健センターだより、地区保健推進員活動などを通して啓発に努めた。健康づくりのために、糖尿病予防教室、総合体育文化センターのトレーニング室を活用したわくわく貯筋トレーニング教室、ポールウォーキング教室を実施し、市民の健康の維持増進に努めた。地区保健推進員活動では、全地区で歯周病スクリーニングのための唾液潜血検査を行い、歯周病予防を普及啓発した。地区保健推進員活動や乳幼児健診、乳児訪問等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知し若い世代へ働きかけた。		健康づくりに取り組みやすい環境を整備していく必要がある。	引き続き、若い世代への啓発を実施していく。	○
② がん検診・歯科健康診査等の充実	がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大や、医療機関での個別検診の実施や若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。					がん検診のガイドブック（けん診ガイド）を作成し、公共施設や医療機関等へ配布すると共に、ポスターの掲示やチラシを配布してがん検診や歯科健康診査の周知拡大に努めた。けん診ガイドについては、平成28年度より申込書を組み入れる等内容を見直し、広報紙と同時に全戸配布するとともに、理美容組合の協力を得て、理容院・美容院の店頭を設置した。特定健康診査、肺がん検診、成人歯科健康診査を同時に受診できるよう、健診日を設定して実施した。また、胃がん（内視鏡）・大腸がん・前立腺がん検診の個別検診を開始し、受診体制を拡大した。がん検診についてのアンケートを実施し、情報収集に努めた。若い世代への周知として、がん検診に関するチラシを乳		がん検診において、若い世代への検診の必要性の周知や受診勧奨をさらに進める必要がある。個別検診の実施、検診内容や体制の見直しにより、より受診しやすい体制づくりのため、自己負担額の見直しも含め、検討が必要である。特定健康診査と成人歯科健康診査を同時に実施することにより、受診者にとっては利便性が高いが、受診者数が減少しており、若い世代の受診者が少ない状況である。	引き続き、予防啓発や申し込み方法、個別検診の拡大等検診体制の見直しにより充実を図る。歯科健康診査の実施方法について検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						<p>幼児健康診査受診時に配布した。</p> <p>歯周病及び糖尿病の重症化を予防するため、糖尿病予防歯科健康診査を実施した。</p> <p>40歳以降に急激に増加する歯周病を予防するため、40歳節目歯科健康診査を実施し、受診者数73名、受診率は10.1%であった。</p> <p>成人歯科健康診査を集団健診として実施しているが、受診者数が減少している。</p>			
③ 生活習慣の改善支援の充実	生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改善と自己管理に取り組むための個別相談等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をとらえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。					<p>生活習慣病予防のための講演会や食生活・運動習慣改善に向けた教室を実施した。保健師や栄養士等に気軽に相談できる機会として、月2回健康チェックの日を設け健康習慣づくりを支援した。</p> <p>健康診査後に保健指導を実施し、生活習慣改善のための個別指導を行った。国民健康保険加入者のうち人間ドック受診者に対して特定保健指導と高血圧及び糖尿病の重症化予防として栄養士による個別指導を行った。</p> <p>特定保健指導の利用者は、減少傾向にある。</p> <p>若い世代から歯周病予防に取り組めるよう2歳6か月児親子歯科健康診査や妊婦・成人・40歳節目歯科健康診査を実施した。</p> <p>乳幼児健診等の機会に保護者へ健康診査の受診等について周知子どもを連れて受診できる旨を伝えて、若い世代へ働きかけた。</p>	<p>生活習慣改善のきっかけとなる特定保健指導の未利用者に対する対策を検討する必要がある。</p> <p>若い世代からの歯周病予防対策を検討する必要がある。</p>	<p>特定保健指導の利用率向上に向けて、関係部署と検討していく。</p> <p>若い世代の人が歯科健診を受診しやすい環境を検討していく。</p>	○
(2) 健康づくりのための環境づくり	保健推進員や食生活改善推進員の活動への参加者数	10,832人(H26)	10,276人	9,786人	12,000人				○
① 健康づくり推進のための体制づくり	市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさらに強化し地域で支える健康づくりの普及啓発を推進します。					<p>「健康いわくら21」（第2次）に基づき、5年計画でポールウォーキング推進事業に取り組んでおり、講習会受講者が「ポールウォーキング推進隊」を結成し、普及啓発のための自主活動をしている。</p> <p>総合体育文化センターのトレーナーと連携して、わくわく貯筋トレーニング教室を実施した。</p> <p>商工会が実施している健康診査時に体力チェックと健康づくりの啓発を行った。また、新たに全国健康保険協会と協定を締結し、がん検診の周知や健康フェアでの生活習慣病予防の啓発等、健康づくりの普及啓発を行った。</p> <p>野菜の摂取を促進するため、食生活改善推進員が作成した野菜のレシピ集を野菜の広場とJA産直センターで配布し、広報紙にも掲載して普及啓発を行った。</p> <p>健康マイレージ事業では市内の企業に協賛していただき、関係部署と連携・協力して事業を実施した。</p> <p>保健推進員や食生活改善推進員の活動を支援し、各種団体等と連携して健康づくりを推進した。</p>	<p>関係部署や協力団体等の取組の情報を収集し、より効果的に健康づくりを支援していく必要がある。</p>	<p>健康づくりに関係する団体や関係部署等と連携し、効果的な取組を検討していく。</p>	○
② 地域における健康づくり活動の推進	市民の健康づくりや健康的な食生活への取り組みを推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。					<p>保健推進員活動による地区単位の活動や老人クラブを始め各種団体に対し、健康講座を実施し健康づくりの普及を行った。</p> <p>食生活改善推進員は、栄養教室や健康フェアで啓発を行った。</p> <p>大口町とはポールウォーキングで、北名古屋市とはウォーキングで交流会を開催し、同じ目的で活動している団体同士の交流を深めた。</p>	<p>社会資源として、各団体と連携して健康づくりを普及啓発していく必要がある。</p>	<p>ポールウォーキング推進隊やウォーキンググループの活動を支援していく。</p>	○
(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	60歳以上で1日30分以上歩く人の割合（市民アンケート）	33.4%(H26)	-	34.0%	40.0%				○
	治療目的以外に定期的に歯科の健康診査を受けている市民の割合	38.1%(H26)	-	44.3%	34.5%				
	介護予防教室参加者数	393人(H26)	306人	307人	510人				

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
① 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援	いつまでも要介護状態にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。					一般高齢者を対象に、総合体育文化センターのトレーニング室を活用したわくわく貯筋トレーニング教室や介護予防教室を、元気アップ高齢者を対象に介護予防教室を実施した。 65歳節目歯科健康診査では、電話による受診勧奨を行った。 ポールウォーキング推進隊やウォーキンググループの自主活動を支援し、高齢者に運動の機会を提供した。		65歳節目歯科健康診査の対象者は、就労等により健診日の受診が困難な状況である。 介護予防事業については、関係課や地域包括支援センターとのさらなる連携が必要である。	65歳節目歯科健康診査の実施方法を検討していく。 介護予防事業の在り方について検討していく。	○
(4) こころの健康づくりの推進	ストレスを解消する方法を持っている人の割合	61.9% (H26)	-	65.4%	70.0%				○	
	こころの健康教室参加者数	212人 (H26)	105人	88人	180人					
① こころの健康づくり知識の普及・啓発	こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレスへの対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。					こころの健康講座の開催、広報紙等による知識の普及啓発を行った。 地区保健推進員活動では、こころの健康をテーマにした教室を実施した。		広く普及啓発していくためには、各世代に合わせた啓発の取組を進めていく必要がある。	啓発方法や教室の実施内容を検討していく。	○
② こころの相談体制の充実	過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。					月1回臨床心理士によるこころの健康相談を実施した。 健康チェックの日には、保健師が相談を担当し、必要に応じて、病院や保健所、関係機関等と連携をとって対応した。 妊娠届出時の面談により、精神面で支援が必要な妊婦に対して支援計画を作成して継続支援している。		関係機関等と連携した支援体制が必要である。	関係機関等との連携体制を整えていく。 産後健診でのメンタルチェックを検討していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第1節 健康	責任者	所属	健康課					
基本施策	3 医療・感染症予防	総合計画書記載ページ	P40-42	氏名	長瀬 信子						
施策がめざす将来の姿	●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医」があります。		基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	・災害時の備えや食事等について、4か月児健診や地区保健推進員活動等を通して普及啓発に取り組むことができた。 ・BCP 訓練等により、健康班の活動についてマニュアルを見直し職員で共有できた。 ・感染症等の予防を啓発するため広報紙等で情報提供を行うとともに、B型肝炎予防接種が定期化され、個別接種として実施した。 ・県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練（情報伝達訓練）を全課において実施し、実践的なマニュアルの作成の必要性を再認識できた。							
	●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。										
	●感染症の予防に関する情報を身近に得ることができるようになっています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	医療機関との連携・協力や医療情報の提供に満足している市民の割合	%	年度 H25	基準値 73.4	H24 -	H25 73.4	H26 -	H27 -	H28 84.2	H32 77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 医療体制の充実	休日急病診療所を知っている市民の割合	90.7% (H26)	-	88.6%	98.0%				○	
	かかりつけ医を持っている市民の割合	62.9% (H26)	-	64.9%	80.0%					
① 市民に分かりやすい医療情報の提供	日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かかりつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームページ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提供するように努めます。					広報紙、ホームページ等を活用して、医療情報の提供やかかりつけ医の必要性について啓発した。また、転入時等に市内医療機関マップを配布した。 けん診ガイドを作成し、広報紙と同時に全戸配布するとともに、保健事業や保健推進員の地区活動等でも配布した。 ホームページに休日急病診療所の当番医表を掲載している。		近隣市町の医療機関情報の提供等について検討する必要がある。	引き続き、的確で分かりやすい医療情報の提供に努める。	○
② 休日・夜間救急医療体制の維持・充実	市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救急医療体制の維持・充実に努めます。					休日急病診療所のほか第2次救急医療機関の指定により、体制の充実を図った。年末年始の当番医制による休日歯科診療の運営費を補助している。		診療所が開設されて42年経過しており、施設の老朽化に伴い、適切な維持管理が必要である。	今後も、救急医療体制の維持充実や近隣市町との連携強化に努める。 引き続き、施設の計画的な維持管理に努める。	○
③ 災害時に備えた保健予防の充実	災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時からの情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。					4か月児健康診査の集団指導時にリーフレットを配布し、災害時の備えについて説明している。 地区保健推進員活動として、災害時の食事や備え、防災教育を7回実施し普及に努めた。 職員の防災訓練及びBCP訓練により、災害時の保健活動情報の収集や伝達をシュミレーションし、災害時対応マニュアルを見直した。 県と災害時情報伝達訓練を実施し、保健師の派遣要請を行った。 災害時等の保健活動に迅速に対応するため、保健活動に必要な物品等をリュックにまとめて保管し、感染症対策に備え、消毒剤等を備蓄している。		災害時の保健活動マニュアルを定期的に見直していく必要がある。 災害時に備え、継続的に職員の意識の向上を図っていく必要がある。	定期的に、災害時保健活動マニュアルを見直していく。 職員の訓練や研修等を実施していく。	○
(2) 感染症対策の推進	予防接種の接種率（三種混合、麻しん・風しん混合・ポリオ・BCG）	83.1% (H26)	83.0%	-	-				○	
	予防接種の接種率（四種混合、麻しん・風しん混合、BCG）	96.6% (H26)	-	97.6%	98.0%					

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
① 感染症予防の啓発	感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制づくりに努めます。エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホームページ等で正しい知識の普及を図ります。				感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、保健センター事業での健康教育とともに広報紙、ホームページ、保健センターだより、ほっと情報メール等を利用し周知した。また、公共施設や医療機関等へ、ポスター、チラシ、けん診ガイド等を配布した。		新たな感染症等が発生した場合に迅速な対応ができるよう、平常時から情報収集に努める必要がある。	新たな感染症等が発生した場合も迅速に情報提供ができるよう、平常時から情報収集に努めていく。	○
② 予防接種の充実	予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報提供に努めます。また、広域による予防接種の充実など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど、予防接種の充実に努めます。				<p>予防接種の広域化については、平成24年度から尾張北部圏域で開始し、平成26年度から子どもの定期予防接種は愛知県広域予防接種として県内に拡大された。平成28年度から尾張北部圏域の高齢者予防接種も愛知県広域予防接種に包含された。</p> <p>生後2か月頃に予防接種の予診票綴と説明案内を個別通知し、乳幼児健康診査等においては、予防接種歴を確認し、未接種者へは接種勧奨を行った。</p> <p>65歳以上を対象に、高齢者肺炎球菌の任意接種を実施した。</p> <p>平成28年10月から、平成28年4月以降生まれの、1歳に至るまでの間にある子を対象にB型肝炎予防接種が定期化され、個別通知をすることにより接種勧奨した。</p>		<p>今後も、定期化が予定されている予防接種については、情報収集を行い、必要な情報を発信していく。</p> <p>また、BCG予防接種のみ集団接種のため、個別化に向け、検討する必要がある。</p>	引き続き、予防接種法の改正に合わせ適宜対応し、知識の普及と情報提供に努める。 また、接種しやすい体制を整えるため、BCG予防接種の個別化を図っていく。	○
③ 新型インフルエンザ等対策の充実	新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努めます。				<p>県が実施する新型インフルエンザ等対策総合訓練(情報伝達訓練)を危機管理課と連携し、全課において実施した。</p> <p>また、新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制について検討した。</p>		新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいた実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練、新たな感染症等が発生した場合も迅速に対応できるような体制作りが必要である。	新型インフルエンザ等の対策について、国や県の資料に基づき実践的なマニュアルを作成し、継続的に訓練を実施していく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	長寿介護課					
基本施策	高齢者福祉・介護保険	総合計画書記載ページ	P43-47	氏名	原 咲子						
施策がめざす 将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。</li> <li>●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちになっています。</li> </ul>	基本施策 の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が安心していきいきと暮らせるまちをつくるための事業や施策を実施できている。</li> <li>・平成28年4月から市内2か所目となる岩倉東部地域包括支援センターを設置し、高齢者の相談・支援にきめ細やかで柔軟に対応できるよう相談体制の強化を図った。</li> <li>・第6期介護保険事業計画の推進により、介護保険財政の健全な運営がされている。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	介護保険サービスなど的高齢者福祉に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
			H25	78.3	-	78.3	-	-	80.5	80.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 健康・生きがいづくりの推進	老人クラブ会員数	3,456人(H26)	3,227人	3,047人	4,000人				○	
	シルバー人材センター登録者数	335人(H26)	323人	339人	400人					
① 高齢者の介護予防・健康づくり支援	「成人の健康づくり」の再掲(P38)									
② 高齢者の生きがいづくりの支援	高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠点として、多世代交流センター・老人憩の家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。					生涯学習・スポーツ講座として、多世代交流センターさくらの家で半期ごとに自主企画講座等を開催している。平成28年度は新たに、いきいき健康体操等を行い、楽しみながら安全で効果的な運動方法を学ぶ講座を開催した。また、自主企画講座の足もみ健康講座などは終了後に、自主的なサークル活動へとつながった。		多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家以外の施設に関しては、高齢者の利用促進を行っておらず、関係課と調整が必要である。	引き続き、高齢者の生きがいづくりを支援していく。	○
③ 老人クラブなど団体の育成・支援	高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。					岩倉市老人クラブ連合会に対して補助金により支援を行い、また、会議、各種イベントに対して、運営支援を行うことにより、高齢者の自主的な団体の育成・支援ができています。平成25年度から介護事業所でのボランティア活動を行う仕組みとして、いきいき介護サポーター事業を実施している。平成28年度は36名のいきいき介護サポーターの登録があり、高齢者の社会参加・社会貢献の支援に繋がっている。		老人クラブの新規加入者、会員数、地域単位クラブ数が減少している。新規会員の加入、時代に即した魅力ある運営等、活性化の支援が課題である。	引き続き、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めていく。	○
④ 就労機会の充実	高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に情報を提供するために、ハローワークなど関係機関と連携し、パンフレット等を窓口を設置するなど情報提供に努めます。					岩倉市シルバー人材センターに対して補助金により支援を行っている。また、広報紙を利用したシルバー人材センターの会員募集を行っている。就労を希望する高齢者向けにリーフレットを作成した。		シルバー人材センター登録者数がほぼ横ばいとなっている。また、ハローワークなどと連携した情報提供が必要である。	引き続き、就労を希望する高齢者に情報提供していく。	○
(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり	認知症サポーター養成講座受講者数	4,646人(H26)	5,218人	5,972人	8,000人				○	
① 高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚	高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するなど、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。					認知症に関する地域の支援力向上を図るため、平成25年度から徘徊高齢者等探索模擬訓練を実施しており、平成28年度は東新町で認知症勉強会及び声かけ訓練として訓練を実施し、約60人の参加があった。また、認知症に対する正しい知識、偏見をなくすための周知啓発活動として、いわくら認知症ケアアドバイザー		徘徊高齢者等探索模擬訓練に関しては、平成28年度は地域の参加者を増やすために東新町で開催したが、次年度以降は、地域課題を掌握し、どのように実施するか、開催内容等についても検討する必要がある。また、認知症サポーターを今後どのような	引き続き、高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚に努めていく。訓練の手法についても検討しながら進めていく。	○



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
						一会在、小学校等で認知症サポーター養成講座を開催している。 多世代交流イベントとして、さくらの家まつりや臨時開館を実施し、交流する機会を創出している。	実施に活用していくかが課題。			
② 高齢者の地域における交流促進	高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン※活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。					多世代交流センターさくらの家や南部老人憩の家では、様々な講座の実施や風呂を無料で利用できることにより、毎日集える施設になっている。 また、地域における交流の場として、社会福祉協議会の支会ごとのふれあい・いきいきサロン活動に加え、地区での開催として地区ふれあい・いきいきサロン活動を実施しており、平成28年度は9地区で実施している。	サロン活動の充実により、交流の機会を増やすことが必要である。	引き続き、地域における高齢者の交流の場の充実に努めていく。	○	
③ 高齢者の権利擁護・虐待防止	高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。					高齢者詐欺などに関して、広報紙を通じ注意喚起を行っている。 また、成年後見制度等も広報紙を利用し周知・啓発を行っている。 虐待通報があった際は、早急に事実確認を行い、ケアマネジャー等と適切な対応ができるように努めている。	詐欺や虐待の被害を最小限に食い止めるかが課題である。	引き続き、必要な場合に関係機関に迅速につなげることにより早期対応に努めていく。	○	
④ 高齢者の生活支援サービスの充実	高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成などをニーズに合わせて見直ししながら充実に努めます。					ひとり暮らし高齢者等を対象として安心して日常生活を送ることができるよう緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやかタクシー料金助成、救命パトンの事業を実施している。 なお、緊急通報システムは、より適切な対応ができるようにコールセンター方式に変更し、相談しやすい体制づくり、定期的な安否確認によりサービスが向上した。	生活支援のサービスの対象になりうるのに、その情報を知らないため利用できていないということが起こらないよう、必要なサービスや制度の周知に努めることが課題である。	生活支援のサービス内容を見直しながら引き続き、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう努めていく。	○	
(3) 高齢者を支える体制の充実	ひとり暮らし高齢者等の実態把握調査実施件数	1,597件(H26)	1,856件	2,372件	2,500件					○
	見守りをするひとり暮らし高齢者等の数	584世帯(H26)	573世帯	598世帯	700世帯					○
① 地域包括支援センターの体制強化	高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターについては、2か所目となる地域包括支援センターを新たに設置し、一層の体制・機能強化を図ります。また、介護保険サービスにとどまらない様々な支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。					南部中学校圏域に岩倉東部地域包括支援センターを設置し、高齢者への相談・支援の体制・機能強化を図った。 保健・医療・福祉・介護などによる地域ケア会議を開催し、支援困難なケースなどの検討をし、多職種の連携を図った。 高齢者の見守りを行政区単位で行うための小地域ケア・ネットワーク会議を開催し、ネットワークの推進に努めた。	保健・医療・福祉・介護などの連携について、連携に向けたネットワークの充実に努めることが課題である。 また、平成28年4月に新たに開設した岩倉東部地域包括支援センターの認知度が低いため、周知をしていくことが必要である。	地域包括支援センターや地域の関係者等との情報共有などにより、連携体制の強化に努めていく。	○	
② 地域における見守り・支援体制づくり	高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。					地域包括支援センターの高齢者実態把握により高齢者の在宅支援に努めている。 市内の新聞販売店、郵便局、金融機関と高齢者の見守り協定を締結している。それに加え、民生委員や給食サービスによる見守りも行っており、高齢者を多角的に見守る体制となっている。 また、岩倉団地の見守りサポート隊との情報交換会を実施している。 平成26年度から4地区で支え合いマップづくりを行っているが、28年度は2地区で新たにマップを作成した。	見守り活動の進んでいる地区に倣い、他の地区への働きかけや市内全体での見守り活動を促進していくことが課題である。	きめ細やかな見守り・支援の方法は多種多様であり、地域性を考慮しながら、進めていく。支え合いマップ作りは見直しを行いながら、多くの地区での取り組みを促進していく。	○	
(4) 介護保険事業の充実	地域密着型サービス事業所数	6事業所(H26)	6事業所	11事業所	9事業所					○
① 介護サービスの充実	必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの利用者の意向や動向の把握に努め、地域密着型サービスなど介護サービスの充実に努めます。また、介護保険制度の改正による新たなサービスや事業に関して、調査・研究を行い、適切なサービス等の提供に努めます。					前期計画で未整備となっていた、市内2か所目となる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を平成28年度に新しく整備した。 また、平成29年4月より、「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、介護予防と日常生活の自立支援を進めていく。	適切なサービス等を見定めながら提供していくことが課題である。	7期介護保険事業計画では、アンケート調査やヒアリング結果を分析し、介護サービスや生活支援等の把握に努め、適切なサービス等の提供体制を検討していく。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
② 介護保険財政の健全な運営	介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みます。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。				介護給付適正化事業主要5項目（1）認定調査状況チェック（2）ケアプランの点検（3）住宅改修等の点検（4）「医療情報との突合」・「縦覧点検」（5）介護給付費通知を実施した。 また、第6期介護保険事業計画の2年目として、介護保険財政の健全な運営が図られている。		特になし。	介護保険財政の安定的な運営や、適正な介護給付のため、介護給付適正化事業を引き続き実施していく。 平成29年度は介護保険事業計画策定の年度であり、高齢者保健福祉計画等推進委員会での検討も踏まえ、適切な保険料を設定する。	◎
③ 介護保険制度の周知と相談体制の充実	介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。				65歳になる人を対象に介護保険制度を知ってもらう機会として、介護保険制度の説明会を年2回実施した。 平成28年度より岩倉東部地域包括支援センターを南部中学校圏域に設置し、高齢者の相談や家族介護者の支援の体制の充実を図った。		介護保険制度説明会への参加者が少ないことが課題。 介護保険の制度改正に対応するため、改正内容を分かりやすく周知する必要がある。	参加者を増やすため、説明会の手法などについて検討していく。 また、平成29年4月からの総合事業開始に伴い、介護保険サービス体制の変更があるため、制度の変更内容などを周知していく。	○
④ 介護サービス事業所の質の向上	介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派遣事業を行います。				平成28年度は、市内の地域密着型サービス事業所に対し、集団指導会を1回実施し介護保険制度の改正における留意点などの周知を図った。また、地域密着型通所介護事業所3か所に実地指導を行い、書類の誤植等を指摘し事業所の資質の向上に努めた。 特別養護老人ホーム2か所、介護老人保健施設1か所、グループホーム4か所、小規模多機能型居宅介護事業所2か所の計9か所に対し、2か月に1回、介護サービスの利用者等からの話を聞く機会として介護相談員2名の派遣を実施している。 それぞれ、事業者と利用者の意見聴取、情報の伝達の場として機能している。		平成28年度に定員18名以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行し、市が指導監督権限を有する事業者が増加したため、1年3事業所で実施していた実地指導の頻度の検討が必要。また、その事業所を指導するための専門的な知識など職員のスキルアップが必要である。 平成30年度には居宅介護支援事業所の指導監督権限が市へ移譲されるため、適切に指導・監査を実施できる体制を整える必要がある。	引き続き、事業所への集団指導や実地指導について、事業者が実施している第三者機関による外部評価結果を有効活用するなど、実施方法の見直しをしながら指導を進めていく。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	子育て支援課					
基本施策	2 子育て・子育て支援	総合計画書記載ページ	P48-52	氏名	西井上 剛						
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに育つまらちになっています。</li> <li>●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動しています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児の定員拡大のための小規模保育事業所こどものまらち保育園の開設と、保護者の利便性向上のための岩倉市保育園送迎ステーションの開設を行った。</li> <li>・岩倉南小学校と岩倉東小学校において放課後児童クラブを学校内で実施し、6年生まで受け入れ可能とした。</li> <li>・平成27年度に廃止となった北島児童遊園を平成28年度新たな場所において整備した。</li> <li>・子育て支援として保育サービスの拡充等、各種施策・事業に取り組み、継続して市内の子育て環境の充実に努めた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
			年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	
	幼い子どもを育てる所として“良い”と思う市民の割合	%	H25	24.0	-	24.0	-	-	39.2	40.0	・市民意向調査、市民アンケートによる
	子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合	%	H25	74.3	-	74.3	-	-	83.1	77.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 保育サービス等の充実	3歳未満児保育の受入児童数	197人(H26)	222人	249人	280人				◎	
	保育園の耐震化率	100.0%(H26)	100.0%	100.0%	100.0%					
① 保育サービスの充実	要望の高い0歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるための保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの保育サービスの充実に、引き続き努めます。また、公立保育園と私立の保育園・認定こども園における、保育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。					0歳児の定員拡大のための小規模保育事業所こどものまらち保育園(0歳児:定員9名)の開設と、保護者の利便性向上のための岩倉市保育園送迎ステーションの開設を行った。 一時保育については、認定こども園曾野第二幼稚園子どもの庭保育園に業務委託を継続実施(定員10人)、東部保育園においてリフレッシュ保育(定員6人)を継続実施している。 病児保育については、市内の医療機関に業務委託し継続実施している。 休日保育については、下寺保育園において継続実施している。 公立保育園と私立幼稚園・認定こども園が連携を深めるため各園ごとに交流を行った。		3歳未満児について、保育ニーズは依然高いと考えられる。また、年度途中の入園の要望が高まっており、保育定員が不足している。 病児保育拡充の要望があるため、拡充に向けての検討が必要である。	子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しとして、推計児童数から保育のニーズ量の見込みについて見直しを行う。 また、多様な保育ニーズに応えるため、引き続き民間事業者との連携・協力を強化していく。 保育園送迎ステーションの事業内容の周知に努め引き続き委託事業者と連携していく。	◎
② 保育施設の充実	保育環境の向上のための幼児室への空調機の増設や、老朽化している施設について、計画的な改修に努めます。					空調設備の老朽化と保育環境の向上のために、機器更新と幼児室への拡充を平成25年度から行い、平成27年度までに5園が完了し、平成28年度には西部保育園でリース方式にて整備した。 上記の計画的な施設整備により、園児の安全性と保育環境の向上を図ることができた。		保育園の耐震化は完了したが、老朽化が著しい施設が多くなっている。比較的新しい施設については、計画的な早めの大規模修繕による延命化を図り、耐用年数が迫っている施設については、建替・統合・複合施設化などの判断をしていく必要がある。	空調機の整備については、平成29年度に北部保育園で実施し、全園完了する。 今後は、公共施設再配置計画に沿って計画的な整備を行っていく。	◎
③ 放課後児童健全育成の充実	子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校6年生までの受入れを、順次、可能な学年から進めるとともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携の研究に取り組みます。					平成27年度に岩倉南小学校と岩倉東小学校の余裕教室を放課後児童クラブ仕様に改修し、平成28年4月から第四児童館の放課後児童クラブを岩倉南小学校放課後児童クラブとして、第五児童館の放課後児童クラブを岩倉東小学校放課後児童クラブとしてそれぞれ学校内で実施した。このことで両校とも60人定員とし、6年生まで受け入れ可能となった。 また、小学校内に放課後児童クラブが移ったことにより、放課後子ども教室に行きやすい環境が整い土曜日の放		五条川小学校は平成29年度に学校敷地内に新たに放課後児童クラブ専用施設を建設し、平成30年4月に開設し対象児童を小学6年生まで拡大する予定であるが、引き続き岩倉北小学校・曾野小学校の学校施設ないし、学校敷地内への移設が可能なのかを検証する必要がある。(可能な場合は計画実施) 今後は学校施設の改修と合わせて、総合的に検証していく。	放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を図るため、小学校区ごとに運営委員会を設置し、将来的には全小学校区の運営委員会の代表からなる(仮称)放課	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						<p>課後子ども教室に参加することができた。また、放課後子ども教室の平日実施の可能性や、運営方法等に関する検討を3課（生涯学習課・学校教育課・子育て支援課）で進めた。</p> <p>岩倉北小学校・五条川小学校・曾野小学校の3校の学校内での放課後児童クラブが実施可能なかを引き続き検証し、緊急性の高い五条川小学校内の実施に向けての計画を進めた。</p> <p>保育時間拡大として、夏季休業期間から土曜日と合わせて午前7時30分から午前8時までの時間帯を延長保育時間として開始した。</p>	<p>放課後児童クラブの小学6年生への学年拡大は、学校内実施とともに拡大を考えていく。（岩倉北小学校区・曾野小学校区）</p>	<p>後児童クラブ及び放課後子ども教室連絡協議会の設置に努める。</p> <p>移設した放課後児童クラブから順に、放課後子ども教室と一体的な活動を実施していく予定であり、教育こども未来部全体で調整していく。</p>	
(2) 地域の子育て支援体制の充実	子育て支援施設利用者数	10,036人(H26)	12,261人	13,918人	13,000人				◎
	ファミリー・サポート・センター会員数	299人(H26)	305人	311人	330人				
① 子育て支援拠点施設の充実	乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、他世代交流センターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、地域の居場所づくりを進めます。					<p>子育て支援センターにおいて、ここにこフロアを継続して実施し、親子の交流促進を図るとともに、おもちゃではまだ遊べない赤ちゃんとお母さんの交流の場としてのひよこ広場の回数を増やし利用者が増えている。要望のあった飲食のできる場として毎週火、木曜日にランチルームを実施した。</p> <p>多世代交流センターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、東部保育園内の子ども絵本図書室で読み聞かせを実施した。</p> <p>市内全域で実施されている子育て支援の情報を市民に周知する方法として、1か月ごとに見やすくまとめた子育て情報として各施設に配布するようにした。</p>	<p>子育て支援センターが子育て中の親子の交流の場として、今後も利用者の拡大を図るため、ニーズにあった行事や講座などを実施していく。</p> <p>切れ目ない子育て支援として、0歳児を持つ保護者が安心できる身近な場所を開設することにより、幼児期から地域の人たちと交流をもつことができる支援を実施していく。</p>	<p>平成29年5月から、おでかけひよこ広場として、0歳児を持つ保護者が身近な地域で子育て交流できる広場を開設し、幼児期から地域の人たちと交流をもつことができるよう支援する。</p>	◎
② 相談支援体制の充実	保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設などが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。					<p>子育て支援センターにおいて、育児相談を実施しており、定期的に栄養士・保健師が来所して相談に当たっている。</p> <p>保健センターにおいても、乳幼児健康相談や子ども発達相談などを実施している。</p> <p>保育園では、園児の送迎時等の機会に必要な応じて保護者からの相談を受けている。</p> <p>児童館では、子育て世代の相談窓口として「じどうかなないろそうだんしつ」を設置し身近に相談できる窓口として実施している。相談事例が複数の関連施設に関わる場合は連携を取り対応した。</p> <p>「ほっと情報メール」にて子育てに関する情報を毎月配信している。</p> <p>子育て支援センターの利用者支援員が、関係部署及び認定こども園と連携しながら相談を受けることが出来た。</p>	<p>子育て支援施設における相談について、各施設・機能の一体的な市民周知に努める。</p> <p>引き続き相談を受ける側として職員研修等による質の向上を図っていくとともに、市民周知に努める。</p> <p>子育て支援センターの利用者支援員は、関係部署及び認定こども園と継続して連携を図っていく。</p>	<p>妊娠・出産期から切れ目なく子どもや家族に寄り添いながら相談や情報提供等の支援を行い、子どもの成長発達のための環境を整える。</p>	◎
③ 地域ぐるみの子育て支援体制づくり	地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。					<p>ファミリー・サポート・センター事業においては、地域の人による子育て支援活動の場となっている。</p> <p>子育て支援センターにより子育てサークルの自主的な活動を支援するとともに、各児童館においても、幼児クラブを母親が中心となって運営活動している。</p> <p>児童館では、児童館母親クラブや、いわくら塾、国際交流協会などの地域の団体や、地域の人材の協力を得ながら児童館行事を実施している。</p>	<p>ファミリー・サポート・センター事業では、援助会員より依頼会員の方が多いため、援助会員の登録拡大に向けて、市民周知を図るとともに、依頼会員から援助会員・両方会員へ移行を促進し、互助組織としていく取組が必要である。</p> <p>子育てサークル活動が、身近なところでの子育て支援と市民の自主的な活動となるため、サークルの立ち上げ促進や活動支援を行っていく必要がある。</p>	<p>継続して地域ぐるみで子育てができる環境づくりの充実に努めていく。</p>	○
(3) 子どもが健やかに育つ環境づくり	児童館利用者数(7館平均)	1,986人(H26)	1,964人	1,899人	2,000人				○
① 子どもに関わる行動計画の推進	子ども行動計画に基づき、子どものための居場所づくりや施設の活用など、具体的な施策を推進します。					<p>子どもの参加を促すために、岩倉子どものまち事業として、子どもたちが主体になってまちを運営し社会生活を疑似体験する企画「にこにこシティ いわくら」を継続して</p>	<p>子ども行動計画の未着手・拡充が必要な事業がある。</p> <p>子ども行動計画を進めるにあたり、子ど</p>	<p>子ども行動計画事業を実施していくとともに、次期子ども行動計画を策</p>	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						実施した。(7年継続) 中学生の職場体験活動を利用し、「ジュニアレポーター」として名古屋法務局一宮支局への取材や、子どもの居場所についてのアンケート調査やインタビューをまとめた成果物を市民ギャラリーやポケットひろば・中学校等で掲示することで、子ども条例の市民周知と子どもの参加・意見表明の機会とした。 放課後児童クラブが岩倉南小学校に移り、一般来館児童のみが利用をする児童館となった第四児童館において、日常的に小学生から高校生までの世代が出入り出来るように、学習スペースを設置し、交流事業を行った。また、職場体験に参加した中学生に声をかけ、中学生企画の中学生事業(脱出ゲーム)を企画して実施し34名の参加があり、中学生の生の声を聴くことができ、今後の方向性の参考となった。	もたちの主体的な参加や意見表明を進めていくための環境整備と人材育成が必要である。 また、放課後児童クラブの移転に伴い、児童館における小学生から高校生までの世代向けの事業を進めるにあたり、事業内容の検討と環境整備が必要である。 平成29年度は子ども行動計画の最終年度に当たり、今までの振り返りのまとめとともに次期の計画の策定を進めていく必要がある。	定する。	
② 子どもを育む活動の支援体制づくり	子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組みをつくるよう努めます。					児童館を通して、地域ごとの子ども会活動や岩倉市子ども会連絡協議会の運営を事務局として支援した。 移動児童館事業として、児童館への利便性が比較的良好な北島地区・川井地区の地域に出かけ子ども会事業を支援した。	児童人口減少と役員の成り手不足により、子ども会会員の減少、単位子ども会が合併や解散となる傾向が見られるため、存続に向け支援する。	子ども会の育成者としての人材を親だけでなく、広く地域に求め、存続に努める。(他の子ども会活動と合併して存続できないかなどの相談を受けながら子ども会活動をしていく。)	○
③ 児童館活動・施設の充実	遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わりを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。特に、中学生の居場所としての活用が図れるように検討を進めます。					地域の老人クラブや民生委員・母親クラブ・語り部の会など、市民団体の協力を得て、「多世代交流事業」「平和を考える会」「おこしものづくり」「百人一首大会」などを実施した。 子ども行動計画に基づく中学生事業として、岩倉総合高校の美術部生徒・「こども文化」の授業を履修している生徒と連携し、生徒主体で小学生や幼児親子との交流事業を継続して実施した。	小中高生の居場所として活用を検討する必要がある。	引き続き多世代交流を実施していく。	○
④ 児童遊園の利活用の推進	地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と連携し、清掃等の環境整備に努めます。					児童遊園を定期的・随時に巡回しながら、適切な施設の維持管理に努めた。 便所清掃については、地元区等との委託により実施するとともに、日常的な維持管理は地元区で行っている。 平成27年度に廃止となった北島児童遊園を平成28年度新たな場所において整備した。	一部児童遊園で便所への悪戯や自転車の駐車のマナーが悪い所があり、今後も巡回や掲示板を通じて改善を図っていく。	利用者へのマナー向上を呼び掛けるとともに、引き続き安全な環境の整備に取り組んでいく。	◎
(4) 家庭への支援	子育て支援講習会受講者数	844人(H26)	657人	759人	900人				◎
	ひとり親家庭年間相談件数	265件(H26)	210件	168件	320件				
① 家庭の育児力・教育力の向上	夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、子育て・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。					子育て支援センターにおいて、パパ・ママ講座や栄養士・保健師による講座など子育て講座を開設している。中でも乳児のベビーマッサージは毎月実施している。 様々な子育て講座を通じて、家庭での育児力・教育力の向上に寄与することができた。	子育て支援センターでパパ・ママ講座を土曜日に実施しているが、父親の参加が少ない。 講座内容に工夫が必要である。	今後もイベント等の周知に努め、参加者を増やしていく。また、講座内容についても、毎年同じ講座内容ではなく、定期的な見直しを行う。	○
② 児童虐待の未然防止・早期発見	家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している赤ちゃん訪問事業を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。					生4か月までの乳児の全戸訪問を民生委員・児童委員で実施し、育児相談や虐待の有無の確認を実施している。平成28年度からは健康課の保健師が、毎月開催している赤ちゃん訪問委員会に参加したことにより、母子保健などに関する情報を聞くことができ、地域に関わる民生委員・児童委員と情報共有し、連携に努めることができた。また、訪問時にいわくら子育て情報誌を配布し、乳幼児を子育て中の親子の交流ができる事業等の情報を提供しながら、地域の見守りによる育児家庭の孤立化の防止と育児への負担軽減を図っている。	赤ちゃん訪問を拒否する世帯も少なく、出生した世帯への訪問は概ねできているが、訪問拒否世帯をなくすための取り組みが必要である。また、平成28年度は民生委員・児童委員の改選があり、新任委員の経験の積み重ねなどが必要である。	今後も広報紙等で事業の周知に努める。赤ちゃん訪問委員会を通して、民生委員・児童委員の知識の向上に努める。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
③ ひとり親家庭の支援の充実	父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供体制を強化するとともに、日常生活支援事業を通して、きめの細かい支援を実施します。					<p>母子・父子自立支援員を配置し、就労相談や貸付制度の紹介などを行い、それぞれの状況を聞き取り、その状況にあったきめ細かな支援を実施している。</p> <p>ひとり親家庭の自立促進を図るため窓口での相談、パンフレット等で就労相談や貸付制度の紹介を行った。</p> <p>平成28年度も犬山公共職業安定所と連携し、ハローワーク出張相談窓口を開設した。</p> <p>実績としては、就労相談（求職・転職）が17件あり、その内キャリアカウンセリングを2件実施し正社員への雇用に結び付けた。また、貸付相談は8件あった。</p>		ひとり親家庭の生活様式の多様化や、ひとり親家庭を取り巻く環境の複雑化により、一律の支援ではなく、引き続き個別のきめ細かな支援を行っていく必要がある。	引き続きひとり親家庭の父、母に対し、就業相談や就業に結びつくための資格取得等を、各種制度を踏まえて的確にアドバイスし、自立を支援していく。また、各種支援制度の周知を行っていく。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	3 障害者（児）福祉	総合計画書記載ページ	P53-56	氏名	富 邦也						
施策がめざす将来の姿	●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活しています。	基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・市内に障害福祉サービスを提供する事業所も増えつつあり、住み慣れた地域で必要なサービスを受けることができる環境が整いつつあるが、グループホーム、ショートステイといった不足するサービスもあることから、今後も事業所への働きかけを行いながらサービス提供基盤の充実を図っていく必要がある。 ・障害のある子どもの支援方法の情報をまとめ、支援する人同士をつなげるツールである岩倉市サポートブックを活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化につながっている。 ・平成28年4月に施行された障害者差別解消法の趣旨を、広く市民に周知し障害のある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指す。								
	●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。										
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠			
	生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合	%	年度	基準値	H24	H25	H26		H27	H28	H32
			H25	76.8	-	76.8	-	-	85.2	80.0	・市民意向調査、市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 障害者への地域生活支援	グループホームの入所者数	13人(H26)	13人	13人	16人				○	
① 相談支援体制の充実	身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センターの設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。					相談支援体制の充実のため相談員の2人体制を継続し、福祉サービスの利用・支援につなげた。 また、サービス等利用計画書の作成については市内の2か所の計画相談支援事業所との連携により行い個々に応じた福祉サービスの提供につながった。 地域自立支援協議会において困難事例の課題、解決策などについて協議を行い、障害福祉サービス事業所をはじめ関係機関と連携した支援ができた。 また、平成28年4月施行「障害者差別解消法」に伴い、障害者差別を解消するための取り組みを行う「障害者差別解消支援地域協議会」の設置を既存の合議体地域自立支援協議会の枠組みを活用して、要綱を設立しその体制整備を行った。		一般相談ができる民間の相談支援事業所は開設されておらず、今後も市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討する必要がある。 また、基幹相談支援センターの設置についても、引き続き検討する必要がある。	引き続き、市内事業所に働きかけを行いながら、相談支援業務の委託を検討していく。	○
② 福祉サービスの充実と関係者の連携	障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サービスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。					サポートブックを活用し、適切な障害福祉サービスの提供や関係機関の連携強化を図った。 第4期障害福祉計画の進捗状況を地域自立支援協議会で確認等しながら、障害福祉サービスの充実を図った。 引き続き、手話通訳奉仕員養成講座等を始め、各種養成講座の開催により、様々なボランティアが増えており、障害者の社会参加しやすい環境は広がっている。		個別事例など具体的な検討を行うために保健所、病院、社会福祉協議会など関係機関との連携を図り部会の設置を検討する必要がある。 国指針による「地域生活支援拠点」を設置する必要がある。	「地域生活支援拠点」の検討が必要なため、近隣市町との検討を進める。	○
(2) 障害者の社会参加促進	障害者のスポーツ・文化行事への参加者数	651人(H26)	563人	641人	700人				○	
① 就労の支援	ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。					障害者就業・生活支援センター等と連携した相談支援により、一般就労を希望する障害者への就労移行支援や、一般の事業所で働くことが困難な人には、市内の就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所といった本人に合った仕事の場所を紹介する支援を行った。 障害者雇用に対する働く場の充実を図るための商工会通信への記事掲載について商工会に働きかけた。		障害者雇用に対する働く場の充実を図る必要がある。	関係機関へ働きかけて、障害者雇用に対する理解・啓発を進める。	○

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
② スポーツ・文化活動等への参加促進	障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。					社会福祉協議会が主催するスポーツフェスティバルや障害者スポーツ教室への協力、PRのほか、愛知県障害者スポーツ大会などへの参加を支援した。また、スポーツや文化活動に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障害者が社会参加しやすい環境の整備を図った。 北尾張地区身体障害者福祉協会主催のグラウンドゴルフ大会への協力を行った。 いわくら・ユニバーサルデザイン研究会主催の、車いすテニス体験交流会の周知及び支援を行った。		スポーツや文化活動等、障害者が社会参加しやすい事業の充実を図りながら、社会参加事業への情報提供の方法も検討する必要がある。	社会福祉協議会や障害者団体との連携を図り、参加促進に努める。	○
③ 人にやさしい移動環境の整備	「交通対策」の再掲 (P134)									
(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実	障害者支援に関するボランティア登録者数	92人(H26)	92人	94人	120人				○	
① 福祉教育の充実	「地域福祉」の再掲 (P59)									
② 地域での障害者に対する理解促進	障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地域住民の障害者への理解を促進します。					市主催の主要事業に手話通訳や要約筆記を設置し、聴覚障害者の社会参加（情報保障）と地域住民の障害に対する理解促進に努めた。 広報紙へ障害者週間（12月2日～12月9日）についての掲載を行ったり、市民ふれ愛まつりの福祉フェスティバルなどで、障害に対する理解、啓発を行った。 人権研修会で発達障害についての映画上映と講演会を行い、障害者への理解とサポート促進を行った。		思いやりとやさしさを育む福祉教育は、将来にわたって障害に対する理解を深める重要な要素であり、充実が必要である。	障害者が市行事、地域の行事等に参加しやすい環境づくりを進めていく。	○
③ 障害者の権利擁護・虐待防止	障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連携を図ります。					障害者虐待は、市への通報、相談等はないが、障害者の尊厳を守るため、広報紙のほか、地域自立支援協議会運営会議で障害福祉サービス事業所に対し周知するなどの啓発を行った。 障害者差別解消法への周知を広報紙及び民生委員全員協議会や障害者団体等に行った。 また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を策定し、職員向けに周知した。		虐待の防止、早期発見、対応のため、関係機関と連携していくネットワーク構築についての検討する必要がある。 虐待の通報窓口として24時間対応ができるよう、体制整備についての検討が必要である。 成年後見制度の周知を行いながら、法人後見支援事業の実施について検討する必要がある。	関係機関との連携により権利擁護、虐待対応のネットワーク整備を検討していく。	○
④ ボランティア活動の充実	障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、手話や要約筆記の講座など通し、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。					社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座への協力、音訳サークル、点字サークルとの意見交換を実施し、障害者支援の充実、ボランティアの育成、活動支援ができた。		支援が必要な障害者とボランティアをコーディネートする機能の充実を図る取組を検討する必要がある。	社会福祉協議会と連携して、障害者を支援するボランティアの育成に取組む。	○
(4) 障害児支援の充実									○	
① 子どもの障害の早期発見と早期対応	乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。					乳幼児健康診査の受診結果に応じて、医療機関への受診勧奨や健診事後教室への参加を勧め、障害の早期発見、早期療育に努めた。 健診事後教室は、年齢に応じて適切な時期に支援することができている。 療育に同意が得られない保護者や外国人に対しては、個別に支援した。 あゆみ教室の保育士と保健センターの保健師、作業療法士が健診や療育等の場を共有する体制をとり、それぞれの専門的視点から支援方法を検討し評価することで、よりよい支援につながっている。		健診事後教室を終了し、引き続き療育が必要な親子の療育の場としてあゆみ教室があるが、利用希望者が多く継続して療育を受けられない状況である。	継続して療育が受けられる体制の整備に努める。	○
② 継続した相談支援体制の確立	障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるようにするため、サポートブックの活用など保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に努めます。					障害のある子どもの支援方法の情報をまとめ、支援する人同士をつなげるツールである岩倉市サポートブックを活用し、障害福祉サービスにおける情報提供や関係機関の連携強化につながっている。 支援が必要な子どもについては、保育園や幼稚園入園後も作業療法士や保健師が面接し、保護者や保育士への指		保育園、幼稚園、小・中学校、児童館の巡回相談では個別の支援はできているが、継続支援していくための連携体制が明確になっていない。	保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、サービス事業者を含めた継続的な支援体制を検討していく。	○



第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		
個別施策の名称	個別施策の内容							
					導・支援をおこなった。保育園の入園や入学にあたり、関係者に必要な情報提供をおこなった。保育園、幼稚園、児童館、小・中学校では巡回相談を実施し継続支援した。 サービス事業者との打ち合わせ会議の中で、サービス利用の現状等について情報共有することができた。			

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第2節 市民福祉	責任者	所属	福祉課					
基本施策	4 地域福祉	総合計画書記載ページ	P57-60		氏名	富 邦也					
施策がめざす将来の姿	●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになっています。	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	・地域福祉計画をベースとし、地域福祉を推進するなかで、福祉意識の醸成や地域福祉活動は着実に進んでおり、安心して生活できる環境づくりが図られている。 ・避難行動要支援者名簿と災害時要配慮者支援体制マニュアルを作成し、平成28年度に関係機関への名簿情報の提供を行い、災害時の支援体制づくりが着実に前進している。 ・平成28年度、29年年度による2か年計画で第2期地域福祉計画の策定に着手している。								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値					目標値	算出根拠	
			年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28		H32
	市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合	%	H25	78.8	-	78.8	-	-	84.8		80.0
	ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合	%	H26	48.2	-	-	48.2	-	50.3	60.0	・市民アンケートによる

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価		
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）					
個別施策の名称	個別施策の内容											
(1) 地域福祉計画の推進及び次期計画の策定	地域福祉計画策定	H24 第1期策定済 (H26)	H24 策定済	未策定	第2期 策定					○		
① 地域福祉計画の推進及び時期計画の策定	地域福祉を総合的に推進するため、市民や地域福祉に関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会と協働し連携して、地域福祉計画の具体的な施策を推進します。また、多様化・個別化した地域福祉課題に対応するため、次期計画では地域性を考慮した計画作りを目指します。					市民計画の推進では、市民が中心となり、4つの分野、26の項目を掲げ、地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを進めてきた。また、いわくらあんしんねっと構築では、各専門職が集まる部会や、顔の見える連携交流会を開催した。 平成28年度より第2期地域福祉計画の策定に向け、平成28年10月に2,000人の市民にアンケート調査を行った。 第2期では小学校区を単位に地域つながりの強化を目指し、取り組みを行っていく予定。平成29年2月に各小学校区を単位に地区懇談会を開催し、各小学校区の特徴や課題の抽出を行った。 地域福祉計画を推進するなかで、市民が主体となり地域課題の解決に向けた取組（あいさつ啓発運動、サロン交流会、防災に関する大型紙芝居の読み聞かせなど）を行った。			計画の推進も4年が経過し、分野が多岐にわたっており、推進の方向性が見えづらいことや、より小さな地域単位で取り組んだほうが効果的なものなど課題が見えてきているので、第2期策定に向けて地域の方々の協力が得られる取り組みが必要である。		地区懇談会で把握した内容を整理し、各小学校区で取り組むことを市民とともに決めていく。また、専門職等からの情報収集により地域で市民をサポートする体制づくりに向けた計画づくりを行う。	○
(2) 市民の福祉意識の醸成	福祉講座・福祉実践教室等の参加者数	1,337人(H26)	1,497人	1,459人	1,500人					○		
① 地域福祉意識の醸成	地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流できるイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加する土壌を醸成します。					1年間の活動を振り返る地域福祉推進フォーラムを開催し、地域福祉に関するまちづくりを検討するなど一緒に参加しやすい土壌を醸成することができた。			地域福祉の活動について、情報発信の強化や声かけなどを進め、携わる市民を増やすことが必要である。 また、地域の福祉課題を身近な課題として認識してもらえるような働きかけも必要である。	活動に参画する機会の増大や地域ごとの特性を意識した取組を行っている。	○	
② 福祉教育の充実	高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世代にわたる福祉教育を推進します。					社会福祉協議会と連携して、市内全小中学校で年1回手話や車いすなどの福祉実践教室を開催したのをはじめ、中学生向けに青少年等ボランティア体験学習の実施や、子どもから大人までを対象とした認知症サポーター養成講座等を定期的に開催したことで、幅広い世代へ福祉教育を推進することができた。			講座終了後に、様々な場面で高齢者や障害者などに関わる機会や実践につながるような取組が必要である。	講座受講者が様々な場面で高齢者や障害者などに関わる機会や実践につながるような仕組みを検討する。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容									
(3) 地域福祉活動の充実・支援	社会福祉協議会に登録しているボランティア団体の会員数	1,576人(H26)	5,178人	5,015人	1,600人				○	
	ボランティア養成講座受講者数	26人(H26)	59人	58人	65人				○	
① 社会福祉協議会の機能強化	社会福祉協議会が地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や組織の充実など活動を進めるための支援を行います。					地域福祉計画の推進や第2期地域福祉計画を通して、市民とともに協働で地域課題の解決に取り組んだ。また、社会福祉協議会の職員が積極的に研修へ参加するなど人材育成が図られた。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能の検討が必要である。	地域福祉のニーズに合わせて、社会福祉協議会に求められる機能の検討が必要である。	○	
② 地域福祉の担い手の育成	地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議会と一体となって支援します。					手話、音訳、要約筆記などのボランティア養成講座を開催したほか、地域福祉計画の推進を通して、社会福祉協議会とともに福祉活動に参加する担い手が充実した。	福祉活動に参加する人材を継続して増やしていく必要がある。また、地域福祉のニーズに合った人材育成も必要である。	地域福祉のニーズは多様化しており、引き続き人材育成や組織の充実を図っていく。	○	
③ 地域コミュニティを担う団体への支援	地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。					民生委員・児童委員協議会（福祉課社会福祉G）や老人クラブ（長寿介護課）などの会議に参加しながら地域福祉活動の支援を行った。	各種団体の地域での活動の支援を通して、支援のあり方を検討していく必要がある。	各種団体が地域住民との関係性を強めていけるよう支援を行う。	○	
(4) 安心して地域で生活できる環境づくり	まちの縁側の数	7か所(H26)	7か所	9か所	15か所				○	
	福祉避難所数	2か所(H26)	2か所	9か所	4か所				○	
① 支え合いのネットワークづくり	支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。					地域福祉計画におけるいわくらあんしんネットワークにおいて、福祉・保健・医療・介護の専門職が定期的に部会を開催し情報共有した。	専門職間だけでなく、地域福祉協力者団体や地縁組織を含め、より重層的にネットワークづくりを進める必要がある。	様々な立場の人のつながりを深め、重層的なネットワークづくりを進めていく。	○	
② 地域における見守り・支援体制づくり	「高齢者福祉・介護保険」の再掲（P46）									
③ 地域福祉活動拠点の充実	地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。					地域福祉計画を推進するなかで、継続的に居場所の魅力発信を行い、気軽に集える居場所づくりの機運を高めることができた。 西市町と北島町の2か所に新たにまちの縁側サロンを設置した。また、市内にあるサロンの担い手に集まってもらい交流会を開催し、情報共有を行った。	既存の居場所が継続的に実施できるよう支援を検討するほか、地域ごとに居場所づくりを進める必要がある。また、地域福祉活動の拠点として、常時相談できる環境づくりも必要である。	地域福祉活動の拠点をどこに置くか、またどんな形態がよいか、地域住民や社会福祉協議会との協働を進めていく。	○	
④ 災害時要配慮者の支援体制づくり	災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要配慮者が適切な避難生活を送れるようにするため、地域の社会福祉施設が福祉避難所として活用できるように努めます。					災害発生時に自ら避難することが困難な人の情報を集め、避難行動要支援者名簿を作成した。また災害のない平常時から災害に備えるために、個人情報の提供に同意した人たちの個別避難支援計画を自主防災会、民生委員等の協力を得て作成している。	同意拒否や返事がない人への働きかけを検討するほか、実際の災害を想定した名簿の活用による訓練が必要である。	救護活動が円滑に行われるように行政・地域の体制づくりを進めていく。	○	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち			節	第3節 社会保障					責任者	所属	市民窓口課	
基本施策	1 福祉医療			総合計画書記載ページ	P61-62					氏名	近藤 玲子		
施策がめざす将来の姿	●高齢者や障害のある人、子どもや母子・父子家庭等の人たちが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らしています。			基本施策の実施状況・成果 〔総括的評価〕	・子ども医療は、市単独事業に対する市財政への負担が大きく、少子化対策の観点からも国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望を行った。 ・引き続き広報紙やホームページで福祉医療制度の周知を図るとともに、関係部署と連携し、制度の適正な運用に努めた。								
目標値	基本成果指標			単位	現状値					目標値	算出根拠		
	子ども、障害者等の医療費の助成に満足している市民の割合			%	年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	・市民意向調査、市民アンケートによる
					H25	74.6	-	74.6	-	-	83.1	72.0	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容									
(1) 福祉医療費助成制度の充実										◎
① 福祉医療費助成制度の充実	近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療費制度の充実に努めます。また、制度の充実について国・県に要望します。					子ども医療費助成制度については、子育て家庭の経済的負担軽減のため、中学校3年生までを対象として、医療費の保険診療のうち自己負担分を助成している。子ども医療は、少子化対策の観点からも国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ国へ要望を行った。		子ども医療費助成制度は、市単独事業に対する市財政への負担が大きいことから国の制度として実施されるよう、市長会等を通じ引き続き国へ要望する必要がある。	市単独事業で実施している医療費助成制度について維持していく。子ども医療費助成制度が国の制度として実施されるよう、引き続き市長会等を通じ国へ要望する。	◎
(2) 福祉医療費助成制度の周知と適正化										◎
① 福祉医療費助成制度の周知と適正化	支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療成制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。					広報紙（年2回）、ホームページへの掲載により、福祉医療制度の周知に努めた。また、関係部署と連携を密にとり、対象者を把握し、未申請者の発生を防ぐよう努めた。		未申請者の発生を防ぐため、引き続き関係部署と連携を密にし対象者の正確な把握に努めるとともに、福祉医療制度の周知を図ることが必要である。	引き続き対象者の正確な把握と制度の周知徹底に努め、制度の適正な運用について県内市町村の動向を把握し、必要に応じ検討する。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	福祉課				
基本施策	2 低所得者の生活支援	総合計画書記載ページ	P63-64	氏名	富 邦也					
施策がめざす将来の姿	●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化的な生活を送っています。	基本施策の実施状況・成果 [総括的評価]	・生活に困窮された方への相談は、生活自立支援相談室において、他関係機関とも連携を取りながら円滑に対応及び支援ができています。特に、失業され住居を失う恐れのある方へ住居確保給付金を支給し、安心して就労活動を行うことができ、就労につながっている。 ・被保護者に対しては、家庭訪問などを通じて生活状況を確認し、必要に応じた支援を行うとともに、扶養義務調査及び資産調査により保護要件の確認を行い適正な生活保護の実施に努めている。							
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値			目標値	算出根拠		
	就労による自立世帯数	世帯	年度 基準値	H24	H25	H26	H27		H28	H32
			H26	2	6	5	2	12	11	10

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題			今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由		積み残し課題（新たな課題）			
個別施策の名称	個別施策の内容										
(1) 自立支援の充実	生活保護受給者のうち就労者数	12人(H26)	24人	23人	15人					◎	
① 相談体制の充実	生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業で設置した生活自立支援相談室を活用し、生活に困ったときに速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実に努めます。また、相談者に応じた支援方法等の適切なアドバイスができるように、主任相談支援員、ケースワーカーの資質向上を図ります。					積極的に研修会等に参加することでケースワーカーの資質向上を図り、様々な社会保障の手続きなどの知識を深め被保護者の立場に立った支援を行うとともに、生活に困窮した相談者に応じた適切なアドバイスや被保護者の複雑な状況にも対応できるよう努めている。 平成28年度からケースワーカーを1名増員し、被保護者へのよりきめ細やかな対応に努めている。 平成27年度から始まった生活自立支援相談室の相談業務は、生活困窮から障害や病気のことなど多岐にわたることが多く、支援調整会議で情報を共有し、関係機関と連携を取り適切な支援を行った。 住居確保給付金の支給により、失業中に住居の確保ができ、就労のための活動を支援し、就労につなげることができている。			生活困窮により一時的に食料支援が必要な相談者への対応が課題となっている。 市役所へ相談に来られない人がいることで、アウトリーチをする必要がある。	平成29年度から家計相談支援事業を実施することで、生活自立支援相談室の体制整備を進めていく。 緊急的な支援としてフードバンク事業の実施や任意事業の拡大について検討していく。	◎
② 自立した生活に向けた支援	被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により、被保護世帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心とした就労支援プログラムによる就労支援に取り組みます。					ケースワーカーは家庭訪問や面談等により被保護者の状況を把握し問題があればケース検討会議等により、被保護者の対応を複数の職員で検討把握し、適切に支援している。 就労により安定した生活を営むことを目標とし、就労支援員とケースワーカーが連携し就労支援に取り組んでいる。			特になし。	ケースワーカー、就労支援員がハローワーク等関係機関と連携を取り、個々に合ったよりきめ細かい就労支援を継続して行う。	◎
(2) 適切な保護の実施										◎	
① 保護世帯の的確な把握	生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。					生活自立支援相談室、ハローワーク、地域包括支援センター等の関係機関との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な連携により、保護を必要としている世帯や生活に困窮している世帯の把握に努めている。			特になし。	地域の民生委員・児童委員や関係機関から情報を得ながら生活自立支援相談室や関係部署、関係機関と連携を取り実態把握を行う。	◎
② 的確・迅速な生活保護の実施	生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによるケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めます。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。					受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めており、生活保護受給期間内においても扶養義務調査や資産調査等により保護要件の確認を定期的に行うなど適正な受給に努めている。 年金受給資格短縮に伴い、被保護者が新たな支給対象者			特になし。	迅速な処遇決定を行うとともに、不正受給がないよう各種調査を行う。 ケース検討会議等で情報共有し共通認識を持ち	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
						となるための確認作業を実施したことで、年金制度などの他施策の活用に繋がるように努めた。 平成28年度末保護率 7.96‰		適切な対応を行う。	

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

【A】基本施策の総括的評価

章	第1章 安心していきいきと暮らせるまち	節	第3節 社会保障	責任者	所属	市民窓口課					
基本施策	3 公的医療保険・年金	総合計画書記載ページ	P65-66	氏名		近藤 玲子					
施策がめざす将来の姿	<ul style="list-style-type: none"> <li>●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。</li> <li>●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。</li> </ul>	基本施策の実施状況・成果 【総括的評価】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の健康保持増進については、特定健康診査に加え、新規事業として人間ドック費用助成事業を実施し、健康診査の受診機会の拡大を図った。</li> <li>また、特定健康診査の5年連続未受診者への受診勧奨や新たに雇用した健康相談員による医療機関への受診勧奨など、保健事業の充実に努めた。</li> <li>・国民健康保険税の徴収については、平成28年12月から新たに口座振替原則化を実施するとともに、現年度対策とし差押えの執行を行うなど、収納率向上に努めた。</li> <li>・国民年金制度については、市民が正しく理解し、安心して老後の生活を送ることができるよう、年金相談を実施するとともに、広報紙等の活用や成人式でのリーフレットの配布等により制度の啓発に努めた。</li> </ul>								
目標値	基本成果指標	単位	基準値	現状値				目標値	算出根拠		
			年度	基準値	H24	H25	H26	H27	H28	H32	

【B】単位施策・個別施策についての評価

単位施策の名称	単位施策の成果指標					個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由	積み残し課題（新たな課題）		
個別施策の名称	個別施策の内容								
(1) 公的医療保険制度の適正な運用	特定健康診査受診率	41.7%(H26)	42.9%	41.8%	60.0%				○
	国民健康保険税収納率	90.7%(H26)	91.0%	91.6%	91.5%				
① 生活習慣病の予防	市民が健康に生活できるよう、特定健康診査の受診を促進します。また、受診結果により特定保健指導の対象となった人に対しては、その受診を勧奨し、生活習慣病の予防に努めます。					新規事業として病気の早期発見を目的に人間ドック費用助成事業を実施し、健康診査の受診機会の拡大を図った。特定健康診査の5年連続未受診者に対して個別通知を行い、受診勧奨を図った。 管理栄養士の資格を持つ健康相談員を新たに雇用し、糖尿病の重症化予防のため医療機関への受診勧奨や訪問指導を行った。	生活習慣病予防のために、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る必要がある。	健康課と連携し、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図る。	○
② 医療費の適正化	公的医療保険制度を健全に維持するため、年間を通して医療費通知をするとともに、重複、多受診世帯に対する適正受診の指導やジェネリック医薬品の周知と利用促進を図り、医療費の適正化に努めます。					医療費の適正化を図るため、医療費通知（年6回）、後発医薬品差額通知（年4回）を実施した。 2年に一度の保険証一斉更新の郵送の際、ジェネリック医薬品希望シールを貼付したケースを同封し、利用促進の周知に努めた。 柔整・マッサージ等の適正受診を図るため、多受診者に対し実態調査を行い、医療費の適正化に努めた。	適正受診を促す周知方法の見直し等について検討を行う必要がある。	医療費の適正化のため引き続き実態調査を行うとともに、適正受診を促す周知方法の見直し等について検討する。 引き続き、ジェネリック医薬品の利用促進に努める。	○
③ 収納率の向上	公的医療保険制度を健全に維持するため、コンビニエンスストアでの収納や口座振替など納付しやすい制度の周知や徴収体制の充実強化を図るとともに、短期被保険者証等の発行により面談の機会を増やすなどして、収納率の向上に努めます。					毎月第3日曜日に休日納付窓口を設け納税機会の拡大を図るとともに、外国人滞納者には、ポルトガル語を話することができる通訳を配置し、徴収体制を強化した。 平成28年4月から市税等について口座振替受付サービスを拡充し、手続等の簡素化を図るとともに、サービスの利用促進のため、平成29年度の納税通知書の封筒にイラストを掲載した。また、平成28年12月から国民健康保険税の口座振替の原則化を行った。 滞納者に対し、担当地区を設け徹底した財産調査を行い、催告書等で連絡がない者や約束不履行の者に対し、財産の差押えを413件行った。 現年度対策として、高額滞納者に対し徴収員による臨戸を行うとともに、財産調査を新たに実施し、現年度の差押えを執行するなど、収納率の向上に努めた。 滞納者の自宅等の搜索を平成28年度は4回実施し、搜	収納率向上のため、新たな収納方法について、費用対効果を考慮し、導入の検討を行う必要がある。 収納率向上のためには、組織として滞納整理業務を実施する体制が必要である。また、滞納整理のノウハウは、東尾張地方税滞納整理機構への派遣を通じて、組織へ伝承する必要がある。	収納率の向上に向けて、引き続き取り組む。 口座振替による納税者を増やす。	◎

第4次岩倉市総合計画 基本施策評価シート

単位施策の名称	単位施策の成果指標				個別施策の実施状況と課題		今後の取組及び方向性	評価	
	指標名	基準年度及び基準値	実績値 H27	実績値 H28	目標値 H32	実施内容及び評価理由			積み残し課題（新たな課題）
個別施策の名称	個別施策の内容								
					索で差押えた軽自動車等を官公庁オークションに出品して換価を行い、滞納税へ充てた。				
(2) 公的医療保険・年金制度の周知・啓発								○	
① 公的医療保険・年金制度の周知・啓発	公的医療保険制度・年金制度への市民の理解を深めるとともに、適切な制度加入等ができるように、広報紙・ホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより制度の周知に努めます。				公的医療保険制度や年金制度の啓発記事を広報紙やホームページへ掲載し、積極的な周知に努めた。制度をよりわかりやすくするため、リーフレット等の改善に努めた。成人式での啓発活動として、公的医療保険制度や年金制度の理解や関心を高めるため、リーフレットを配布した。		市民が理解しやすい制度の周知・啓発に努める必要がある。	引き続き、制度のわかりやすい周知に努める。	○
(3) 国や県への要望								○	
① 公的医療保険制度に関する要望	国民健康保険制度への国の財政支援の拡充と広域化により市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう国に要望していきます。				市長会等を通じ国に対して、国民健康保険制度への財政支援の拡充を要望している。また、広域化により、市町村が担う事務の平準化、効率化等が促進されるよう要望している。		広域化については、市町村が担う事務の平準化、効率化等これまで各保険者が実施してきた状況が様々であるため、課題が多い。	引き続き、国の財政支援の拡充及び広域化による市町村が担う事務の平準化や効率化等が促進されるよう要望していく。	○
② 年金相談の要望	年金制度の理解促進と制度に対する不安解消を図るため、年金出張相談所の充実を日本年金機構に要望していきます。				隔月での年金出張相談が毎月実施となるよう、日本年金機構一宮年金事務所に要望した。		日本年金機構一宮年金事務所の体制として、毎月実施は困難であるということが示されている。	引き続き、年金出張相談の充実を日本年金機構一宮年金事務所に要望していく。	○